

公益社団法人刈谷法人会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人刈谷法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を愛知県刈谷市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言等を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする研修会等を開催する事業
 - (2) 納税意識の高揚を目的とする租税教育等に関する事業
 - (3) 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業
 - (4) 地域企業の健全な発展に資することを目的とする講演会等を開催する事業
 - (5) 地域社会への貢献を目的とする健康、文化芸術等に関する講演会等の開催及び地域ボランティア活動を行う事業
 - (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 本会は、公益目的事業以外の事業として次の事業を行う。
- (1) 会員の福利厚生等に資する事業
 - (2) 会員の交流に資するための事業
 - (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 3 前項の事業は、愛知県内において、刈谷税務署管内を中心として行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、刈谷税務署管内に所在する法人及び愛知県内に支店または事業所を有する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。

- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める所定の申込手続きにより入会することができる。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったと

きおよび毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散し、又は当該会員の愛知県内の支店もしくは事業所のすべてを閉鎖した時。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とし、同項の通常総会をもって一般法上の定時社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる

る。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 会員は、前項の議決権を行使するため総会に各1名の代表者を出席させる。

3 会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

(決議)

第17条 総会の議事は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員総数の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから選出した者2名が、前項の議事録に署名又はたは記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第19条 本会に次の役員を置く。

理事 70名以上80名以内

監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、22名以内を常任理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常任理事をもって一般法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接な関係であるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3

分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。
- 5 常任理事は、会長及び副会長の業務の執行を補佐する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬等及び費用に関する規程により報酬等を支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第26条 本会は、一般法第111条第1項の役員損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

(顧問及び相談役)

第27条 本会に、任意の機関として、顧問、相談役及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会において選任又は解任する。
- 3 顧問、相談役及び参与は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。

- 4 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第28条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
 - 4 顧問、相談役及び参与は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務の執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法第96条の要件を満たしたときには、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第7章 正副会長会

(正副会長会)

- 第34条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、正副会長会を設けることができる。
- 2 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。
 - 3 正副会長会の運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 常任理事会

(構成)

- 第35条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、常任理

を設けることができる。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、本会の運営に関する事項のうち、理事会の決議により付議された事項について審議し、理事会に参考意見を表明する。
- 4 常任理事会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第9章 委員会等

(委員会)

第36条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(支部及び部会)

第37条 本会の業務を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、支部及び部会を設けることができる。

- 2 支部及び部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第38条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の決議を経て会長がこれを任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次に掲げるものにより構成する。

- (1) 公益社団法人の設立登記時の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(基本財産)

第40条 理事会において別に定める財産は、本会の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、理事会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならない、処分し、又は担保に供するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については通常総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 4 8 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 3 章 公告の方法

(公 告)

第 4 9 条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長である代表理事は次のとおりとする。
会長 田村 脩
- 3 整備法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 4 1 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

当法人の定款に相違ない。
公益社団法人刈谷法人会
代表理事 田村 脩